

屋外広告物規制の活用・見直し

1 屋外広告物規制を活用した良好な景観形成の推進

屋外広告物規制は、屋外広告物条例や景観条例等によって行われているが、地域によっては、それらの条例等に屋外広告物の色彩等に関する独自の基準を設けることにより、良好な景観形成を推進している。

伊勢市の事例

まちなみ保全条例に基づき、屋外広告物の改善が行われ、電線類の地中化や景観に配慮した道路舗装とあいまって、良好な景観形成に寄与している。

現 在



改善前



2 屋外広告物規制の見直し

構造改革特別区域制度において屋外広告物法の特例を設け、一定の要件を満たす構造改革特別区域では、以下のようなベニヤ板等に直接塗装又は印刷したはり札類、立看板類や広告旗を簡易除却できることとする。(本年10月1日施行)

立看板



はり札



広告旗



構造改革特別区域に係る屋外広告物法の特例について

1 事業の名称

屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

2 現行制度の概要

- (1) 現行屋外広告物法で、行政代執行法に定める手続によることなく、都道府県知事等が自ら除却すること（簡易除却）ができる物件は、次のものに限定されている。

はり紙

はり札及び立看板（ベニヤ板、プラスチック板等に紙をはる等の要件に該当するものに限る。）

- (2) 簡易除却の要件は、表示されてから相当の期間を経過し、管理されずに放置されていることが明らかなものであって、条例に違反していることが明らかなもの、とされている。

（はり紙は のみ）

3 地方公共団体等からの提案

倉敷市と岐阜市から、簡易除却の対象物件の拡大と要件の緩和を提案。

4 規制の特例措置の内容

- (1) 簡易除却の対象物件に次の物件を追加する。

ベニヤ板に直接塗装、鉄パイプ枠にビニール張り等のはり札類、立看板類
広告旗

- (2) 簡易除却の要件のうち、「表示されてから相当の期間を経過し」との要件を要しないものとする。

5 趣旨

住居専用地域、美観地区、風致地区等の特に良好な都市環境を維持するため、違反屋外広告物の状況等に照らし、美観風致を維持するために特に必要な場合について、簡易除却の対象物件の拡大及び要件の緩和を実施し、都道府県等による自発的な違反広告物対策の推進を図る。